

令和7年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

平素より、本市税務行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地・家屋の他に、償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産は申告制度が取られており（地方税法第383条）、毎年1月1日現在における償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

つきましては、令和7年1月1日現在の償却資産の所有状況について申告書を作成し、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

申告書の提出先 入間市総務部 資産税課（庁舎A棟2階）

◎郵送で申告することもできます。申告書の提出先は裏表紙をご確認ください。

なお、控えの返送を希望される方は、控え用の申告書（記入した申告書をコピーしたもの）と切手を貼った返信用封筒（返送先記入）を同封してください（同封物がない場合は、控え用の申告書を返送することができませんので、あらかじめご了承ください）。

◎eLTAXによる申告もできます。（P2参照）

申告書提出期限 令和7年1月31日（金）

期限間近になりますと、窓口が大変混雑しますので、**1月17日（金）**までの提出にご協力をお願いいたします。

※提出前に、P16「申告する際のチェックポイント」をご確認ください。



申告してね
償却資産!!

入間市公式マスコットキャラクター
「いるティー」



入間市

目 次

I	償却資産の申告について	
1	申告していただく方	1
2	申告方法・提出書類	1
3	電子申告について (eLTAX)	2
4	申告の際の注意事項	2
5	償却資産の賦課期日と法人の事業年度との関係	2
II	償却資産の範囲について	
1	償却資産とは	2
2	申告の対象となる資産	3
3	申告の必要がない資産	3
4	リース資産の取扱い	3
5	資産の種類と主な償却資産	4
6	業種ごとの主な償却資産	4
7	家屋と償却資産の区分表	5
8	家屋の所有者以外が取り付け付けた内装等の附帯設備について	6
III	償却資産の評価と課税について	
1	償却資産の課税標準額・免税点・税率など	6
2	実地調査	6
3	非課税資産	6
4	課税標準の特例資産	7
5	国税の取扱いとの比較	7
6	短縮耐用年数・増加償却	8
7	評価額の算定方法	8
8	参考：耐用年数（抜粋）	9
9	償却資産申告 Q&A	10
10	不動産賃貸業を営まれている方へ	11
IV	提出書類の記入例	
	・償却資産申告書の記載方法	13
	・種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載方法	14
	・種類別明細書（減少資産用）の記載方法	15
	・申告する際のチェックポイント	16

I .償却資産の申告について

1. 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付けなど、事業を行っている会社や個人の方で、その事業に用いることができる土地及び家屋以外の事業用資産（償却資産）をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の所有状況を申告していただく必要があります。

また、廃業・解散・転出等した方や、事業用の償却資産を所有していない方も、申告書「18 備考」に必要な事項を記入して必ず申告してください。

(13～15ページの申告書・明細書の記入方法をご覧ください。)

2. 申告方法・提出書類

◎新たに事業を始めた方（初めて申告される方）

	申告書	種類別明細書 (増加・全資産)	種類別明細書 (減少)	備考
資産所有	○	○		
資産なし	○			申告書中の「18 備考（添付書類等）」の「3. 該当資産なし」を○で囲んでください

◎継続して事業を行っている方（前年度までに申告された方）

	申告書	種類別明細書 (増加・全資産)	種類別明細書 (減少)	備考
①取得・移動による受け入れ・未申告資産がある場合	○	○		
②売却・減失・移動・修正	○		○	
上記①と②がある場合	○	○	○	
増減なし	○			申告書の「18 備考（添付書類等）」の「2. 資産増減なし」を○で囲んでください
廃業・解散・転出等	○		○	申告書の「18 備考（添付書類等）」の「4. 廃業等」を○で囲み、日付を記入してください
※電算申告をしている方	○	○	○	種類別明細書（全資産用）を添付

※電算申告とは、自社の電子計算機で全資産の明細を打ち出し、申告する方法をいいます。

(1) 初めて申告される方…………… 令和7年1月1日現在の全資産を申告してください。

償却資産を所有されていない場合は、「3. 該当資産なし」を○で囲んで申告書を提出してください。

(2) 一般申告で前年申告された方…………… 令和6年1月2日から令和7年1月1日までの増加資産、減少資産を申告してください。前年申告された方には、償却資産種類別明細書（資料用）を同封しています。申告書作成の資料として活用してください。

前年中の資産の増加、減少がない場合は、申告書「18 備考」の「2. 資産増減なし」を○で囲んで申告書を提出してください。

(3) 電算申告される方

○申告書に取得価格、評価額、決定価格、課税標準額を記載し、全資産の明細を添付してください。

○「増減なし」の場合でも、償却資産申告書の計算内容を確認するため種類別明細書（全資産用）を必ず添付して申告してください。

○電算申告から一般の申告へ切り換える場合は、申告書「18 備考」にその旨を記載し全資産を申告してください。

○前年中に増加及び減少した資産の明細書も、資産の種類ごとに区分して添付をお願いします。

○電算申告をされた方には、翌年以降、種類別明細書を同封しません。

- (4) 修正申告される方……………一度申告をされた後、申告漏れ等で申告内容に修正があった場合は、すみやかに修正申告をしてください。
- (5) 申告書の控えが必要な方……………提出用の申告書に必要な事項を記入した後、その申告書のコピーをご用意ください。
- (6) 非課税、特例に該当する資産がある場合……………非課税申請書又は特例申告書及び添付書類を提出してください。(P6、7参照)

3. 電子申告について(eLTAX)

地方税ポータルシステム(eLTAX)により、所定の手続きに従って、申告データを送信していただく申告方法です。電子申告には、電子証明書等の取得や利用の届出などの準備が必要になります。詳細は下記にお問い合わせください。

地方税共同機構	
ホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp
ヘルプデスク	電話 0570-081459 受付 9:00~17:00(月~金)・(土日・祝日・年末年始を除く)

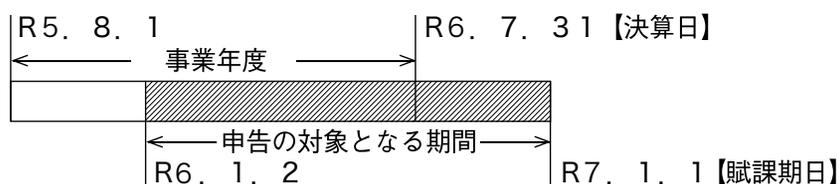
4. 申告の際の注意事項

- (1) 令和6年度、免税(課税標準額150万円未満)の場合や令和7年度免税になると思われる場合でも、申告は必要です。
- (2) 解散、事業所閉鎖の場合でも、申告書「18 備考」の4.を○で囲み、廃業等の日付を記入して申告書を提出してください。
- (3) 正当な理由なくして申告しなかった方は、入間市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料が科せられる場合があります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処される場合があります。

5. 償却資産の賦課期日と法人の事業年度との関係

法人の事業年度の末日が償却資産の賦課期日(1月1日)と異なる場合は、決算期以後1月1日までの増加・減少資産についても漏れのないように申告してください。(下記の斜線部分)

例) 7月31日が決算日の場合



II. 償却資産の範囲について

1. 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・備品等の固定資産を「償却資産」といい、土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。

ただし、家庭用の資産や販売用に陳列保管している商品などは含みません。

また、鉱業権・特許権・電話加入権などの無形減価償却資産、自動車税及び軽自動車税の課税対象となっている自動車等は償却資産の対象とはなりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

2. 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- (2) 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- (3) 償却済資産（税務会計上、減価償却を終了し、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
- (4) 割賦買入資産で割賦金を完済していない資産であっても、すでに事業の用に供している資産
- (5) 資産の所有者が他の者に貸し付けている事業の用に供されている資産（リース資産、レンタル資産等）
- (6) 福利厚生のために供するもの（社宅・宿舍・寮等の器具備品・構築物等）
- (7) 建設仮勘定で経理されている資産
- (8) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働出来る状態にある資産）
- (9) 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- (10) 改良費（資産の価値を増加させるための費用は、新たな資産の取得とみなし本体とは別に取扱います。）
- (11) 清算法人が所有する資産（清算事務に使用されている資産）
- (12) 赤字決算の為、減価償却を行っていない資産でも、本来減価償却が可能な資産

3. 申告の必要がない資産

次の資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（但し、大型特殊自動車は申告の対象です。）
- (2) 無形減価償却資産（特許権・電話加入権・ソフトウェア等）
- (3) 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- (4) 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- (5) 書画・骨董（ただし、複製品等で装飾的な目的で使用しているものは申告の対象です。）
- (6) 牛・馬・果樹その他の生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は除きます。）

4. リース資産の取扱い

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方が申告する場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方が申告する場合があります。

リース資産契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸借契約による リース資産 注1	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告) (ただし、取得価格20万円未満は対象外です。)
売買にあたるような リース資産 注2	○ (自己資産として申告必要)	× (申告不要)

注1 平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンスリースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のおり所有者である賃貸人（リース会社等）が申告する必要がありますのでご注意ください。

注2 期間終了後に無償で譲渡されることを条件に借りている場合や、割賦販売など実質的に所有権留保付売買とみられる場合。

5. 資産の種類と主な償却資産

償却資産の対象となる主な資産を種類別に例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		課税対象となる主な償却資産の例示
1	構 築 物	構内舗装、駐車場(アスファルト、砂利敷き等)、門、塀、広告塔、テント倉庫、ビニールハウス、緑化施設等の外構工事、その他土地に定着した土木設備等
	建物附属設備	1.建物の所有者が取り付けけた建物附属設備のうち、受変電設備、予備電源設備、中央監視制御装置等 2.テナントの方が賃借している家屋に施した内装工事、電気設備、給排水設備等
2	機 械 及 び 装 置	工作機械、電気機械、印刷機械、搬送装置(ホイスト・コンベアー・起重機等)、重機建設機械(ブルドーザー、パワーショベル等の大型特殊自動車)、防霜ファン、乗用摘採機、太陽光発電設備、その他物品の製造、加工修理等に使用する機械および装置
3	船 舶	モーターボート等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
5	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト、構内運搬車、手押車、大型特殊自動車(自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く)
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	机、椅子、ロッカー、金庫、計算機、レジスター、パソコン及び周辺機器、コピー機、医療機器、音響機器、計量器、理容または美容機器、看板、ルームエアコン、娯楽用器具、自動販売機、貸衣裳、厨房用品、金型、切削工具、測定工具、その他

※自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両は、償却資産の対象とはなりません。

6. 業種ごとの主な償却資産

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示しますと、次のとおりです。

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、内装・内部造作等、看板(広告塔・袖看板・案内板・ネオンサイン)、自動販売機、舗装路面、ブラインド・カーテン等、LAN設備、その他
小 売 店	陳列棚・陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付の物を含む)、日よけ、その他
飲 食 店	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、その他
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール、その他
医 (歯) 業	医療機器(レントゲン装置・手術機器・歯科診療ユニット・ファイバースコープ等)、ベッド、待合室いす・テレビ、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備、その他
不 動 産 貸 付 業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機器設備、その他
駐 車 場 業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)、舗装路面、その他
ガ ソ リ ン ス タ ン ド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、その他
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車、発電機、その他
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、裁断機、その他
娯 楽 業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、その他
製 造 業	食料品製造設備、金属製品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、その他

※自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両は、償却資産の対象とはなりません。

7. 家屋と償却資産の区分表（家屋と設備等の所有者が同じ場合）

設備等の種類	設備等の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
内装・造作	床・壁・天井仕上、店舗造作等		工事一式
電気設備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備	
	中央監視設備	設備一式	
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備
	電力引込設備	引込工事	
	電力引込設備	右記以外の特定の生産又は業務用動力配線設備一式	エレベーター、空調等の家屋の効用を高める設備に接続する動力配線設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	左記以外の設備
	拡声設備	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	左記以外の設備
	インターホン設備	インターホン機器	左記以外の設備
	I T V 設備	受像機（テレビ）、カメラ	左記以外の設備
	電気時計設備	時計、配電盤等の設置・器具類	左記以外の設備
	火災報知設備		設備一式
給排水設備		屋外設備、引込工事	左記以外の設備
給湯設備		湯沸器等の局所式給湯設備（ユニットバス等用を除く）	中央式給湯設備、ユニットバス等用給湯器
ガス設備		生産事業用のガス設備、屋外のガス設備	屋内配管等
空調設備		局部冷暖房を行うルームエアコン（壁掛型）、集塵設備等	家屋と構造上一体になっている設備
消火設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等	消火栓設備、スプリンクラー設備等
運搬設備		工場用ベルトコンベア	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備	左記以外の設備
洗濯設備		洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備	左記以外の設備
その他の設備等		冷凍倉庫における冷凍設備、ろ過装置、LAN設備、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、カーテン・ブラインド、株価表示板、メールボックス等	
外構工事	舗装・植栽・門扉・簡易ゴミ置場等	工事一式	

なお、賃借人（テナント）等が施工した内装・造作及び建築設備等については、「家屋に含めるもの」に記載された設備等も含めて、償却資産として取扱います。

8. 家屋の所有者以外が取り付けした内装等の附帯設備について

家屋の所有者以外（テナント等）がその事業の用に供するため取り付けした内装等の附帯設備は、家屋に付合するものであっても取り付けした者を所有者とみなしますので、申告をしてください。

「資産の種類」は「構築物」です。（地方税法第343条第10項、入間市税条例第54条第8項）

Ⅲ.償却資産の評価と課税について

1. 償却資産の課税標準額・免税点・税率など

区 分	説 明
納税義務者	1月1日現在における償却資産の所有者をいいます。 (償却資産を賃貸している人も含まれます。)
課税標準額	課税標準額は、1月1日現在の価格で課税台帳に登録された価格をいいます。
免 税 点	全資産の課税標準額の合計額が、150万円未満の場合は課税されません。 免税点未満となるか否かの判定は市で行いますので、資産の多少にかかわらず申告は必要です。
税 率	税率は、100分の1.4です。
税 額	税額は、課税標準額×税率で計算します。
納 期	年4回（5月・7月・12月・2月）に分けて、納めていただきます。 申告書の提出が遅れますと、事務処理上、年4回に分けられない場合がありますので、期限までに提出して下さるようご協力をお願いいたします。

2. 実地調査

地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがありますので、ご了解のほど、お願いいたします。

なお、調査に伴い、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得年に応じた遡及することになりますので、ご承知おきください。

3. 非課税資産

非課税資産を新たに取得された方は、非課税申請書と資産の概要書、資料、カタログ（資産の内容を解説したもの）を提出してください。

※詳しくは地方税法第348条及び同法附則第14条をご覧ください。

また、非課税申請書が必要な方はご連絡ください。

4. 課税標準の特例資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条各項等に該当する資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。

特例資産を新たに取得された方は、固定資産税（償却資産）特例申告書とその資産についての仕様書や図面、公的機関の申請書及び認定書の写しなどを提出してください。

※固定資産税（償却資産）特例申告書は、入間市のホームページからダウンロードできます。

◎代表的なもの

対象資産	根拠規定 (地方税法附則)	取得期間	適用 期間	特例率
家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産 (事業所内保育事業)	349条の3 の29項	平成30年度以降	期限 なし	1/2
再生可能エネルギー発電設備 (太陽光発電設備：千kw未満)	附則第15条	令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日	3年度分	2/3

入間市公式HP



※特例の適用になるものは、各項目のうち政令又は総務省令で定められたものに限り、
※特例の適用は、毎年の税制改正によって新設、廃止、縮減・拡張されますので、ご注意ください。

5. 国税の取扱いとの比較

◎償却資産（地方税）の取扱いと、国税の取扱いを比較すると次のとおりです。

項目	国税の取扱い（法人税法・所得税法）	地方税の取扱い（固定資産税）
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度	一般の資産は定率法
前年中の新規取得資産	月割償却（一定の場合は簡便償却）	半年償却（2分の1）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却 (所得税・法人税)	認められます	認められます
評価額の最低限度額	備忘価額（1円）まで	取得価額の100分の5
改良費の評価方法	原則として区分評価	区分評価 <small>(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)</small>
少額の減価償却資産の 取扱いについて	耐用年数が1年未満又は 取得価額が10万円未満のもの →損金・必要な経費に算入可能	損金・必要な経費に算入した ものは、課税対象外です
	取得価額が20万円未満のもの →3年間で一括償却可能	「一括償却」の対象としたものは、 課税対象外です
	個別に減価償却	課税対象になります
	中小企業等が租税特別措置法を適用 して取得された30万円未満のもの →全額損金・必要経費に算入可能	課税対象になります

6. 短縮耐用年数・増加償却

短縮耐用年数—— 所轄国税局長から、短縮耐用年数の承認を受けた場合は、国税局長の「承認通知書」の写しを提出してください。

増加償却—— 所轄税務署長に提出した「増加償却の届出書」の写しを提出してください。

7. 評価額の算定方法

○前年中に取得した資産

$$\text{取得価額} \times \left(1 - \text{減価率} \times \frac{1}{2} \right) = \text{評価額}$$

※下線部分の端数処理は、小数点以下第4位を四捨五入します。

○前年前に取得した資産

$$\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \text{評価額}$$

※評価額…定率法による半年償却した残存価額

※毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

※償却資産に係る評価額は最低限度額は取得価額の5%と定められております。

※減価率は、以下の「耐用年数に応ずる減価率表」を参照してください。なお、償却資産の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」により、法定耐用年数が定められています。

耐用年数に応ずる減価率及び減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.95	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.84	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.28	0.86	0.72	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.25	0.875	0.75	18	0.12	0.94	0.88	28	0.079	0.96	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

中古資産の耐用年数の見積

(1) 法定耐用年数の全部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} \times \frac{20}{100}$$

(2) 法定耐用年数の一部を経過した資産

$$(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + (\text{経過年数} \times \frac{20}{100})$$

〈例〉法定耐用年数が15年で新規取得から7年経過した資産を取得した場合

$$(15 - 7) + (7 \times \frac{20}{100}) = 9 \text{年}$$

※上記の計算結果、1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた年数となります。

また、計算の結果2年に満たない場合は、2年となります。

8. 参考：耐用年数(財務省令：減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表より)

構造・用途	細目	耐用年数
☆構築物		
広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設 庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
冷暖房 通風 ボイラー	冷暖房設備 (冷凍機の出力22kw以下のもの)	13
	その他のもの	15
舗装道路 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷	15
	アスファルト敷	10
	ビジュアルス敷	3

☆機械及び装置

太陽光発電設備	17
---------	----

☆工具、器具及び備品

測定検査工具	5	
治具・取付工具	3	
家具	事務机、いす、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	応接セット 接客業用のもの その他のもの	5 8
	陳列棚、陳列ケース 冷凍機又は冷蔵機能付きのもの その他のもの	6 8
	その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	5 15 8
	電気機器 ガス機器	ラジオ、テレビ、テープレコーダー、 カラオケその他の音響機器
	冷房用又は暖房用機器、エアコン、 冷蔵庫、洗濯機、その他類似の 電気機器、ガス機器	6
家庭用品	じゅうたんその他床用敷物 小売業・接客業等のもの その他のもの	3 6
	室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	食事又は厨房用品 陶磁器製・ガラス製のもの その他のもの	2 5
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15 8

構造・用途	細目	耐用年数
事務 通信機器	電子計算機 パーソナルコンピュータ (サーバー用の物を除く) その他のもの	4 5
	複写機、計算機、レジスター、 タイムレコーダー、テレタイ プライター、ファクシミリ、 その他これらに類する事務機器	5
	電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備 LAN設備 その他のもの	6 10 10
	時計	10
光学・写真 製作機器	カメラ、映写機、望遠鏡	5
	焼付機、乾燥機、顕微鏡	8
看板広告 器具	看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 2 10 5
	金庫	手さげ金庫 その他のもの
理容・美容 機器	理容・美容いす、洗髪設備、 ドライヤー、タオル蒸器、 その他のもの	5
医療機器	レントゲン、その他電子装置使用機器 移動式のもの その他のもの	4 6
	消毒殺菌用機器 手術機器 調剤機器	4 5 6
	歯科検診用ユニット	7
	光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8
	その他のもの 陶磁器製・ガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 10 5
楽 ス ポ ー ツ 演 劇	パチンコ器その他類似の球戯用具 碁、将棋、麻雀 衣装	2 5 2
	前掲以外 のもの	楽器 自動販売機 無人駐車管理装置

9. 償却資産申告Q&A

Q1 償却資産は、なぜ申告しなければいけないのですか？

A：償却資産は土地・家屋のような登記制度がないため、地方税法第383条の規定により、所有者は毎年1月1日現在（賦課期日）の資産を申告する義務があります。

Q2 毎年、税務署へ確定申告していますが、市に申告しないといけないですか？

A：申告は必要となります。税務署への申告は国税に関するもので、市役所への申告は固定資産税（償却資産）に関するものです。

Q3 免税点未満の償却資産しか持っていませんが、申告の必要はありますか？

A：賦課期日（1月1日）時点において事業用の償却資産を所有していれば申告が必要です。申告いただいた償却資産について、取得価額、取得年月、耐用年数に基づき評価計算を行い課税標準額を算出しております。所有する償却資産の課税標準額の合計が150万円未満と思われる場合でも申告が必要です。

Q4 償却資産の内容に変更がない場合でも申告は必要ですか？

A：市では、申告年度の償却資産の変更の有無等について、申告等をもとに確認しますので、申告をお願いします。申告書の「18 備考（添付書類等）」の「2. 増減なし」を○で囲んで提出してください。

Q5 共同住宅を所有し賃貸業を営んでいます。償却資産を申告する必要がありますか？

A：申告は必要です。家屋の評価に含まれていないルームエアコンやアスファルト舗装・自転車置場等が対象となります。

Q6 テナントとして店舗を借りて事業をしていますが、内装は誰が申告するのですか？

A：ご契約後に取り付けた、内装造作工事や水廻り増設工事などはテナント側が償却資産の申告をしてください。

Q7 機械をリースにより導入しました。この場合、償却資産の申告・納税は、リース期間中は当社とリース会社のどちらになるのでしょうか？

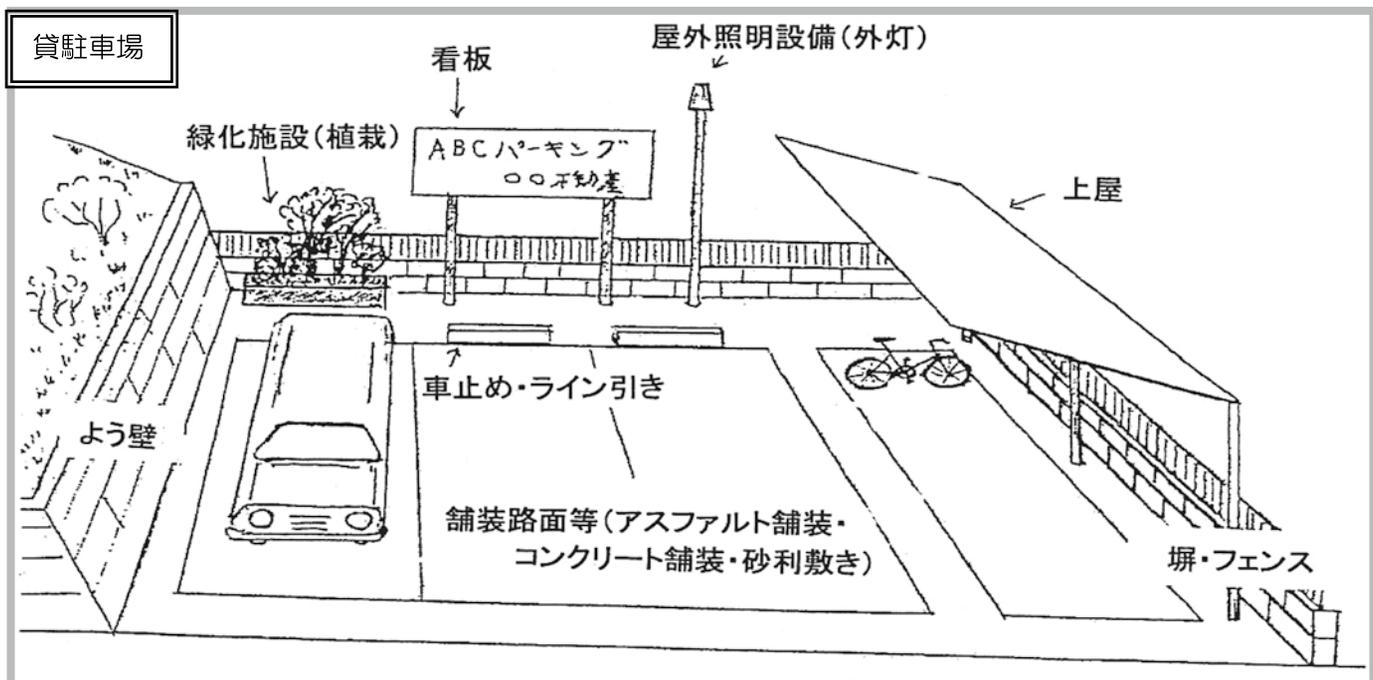
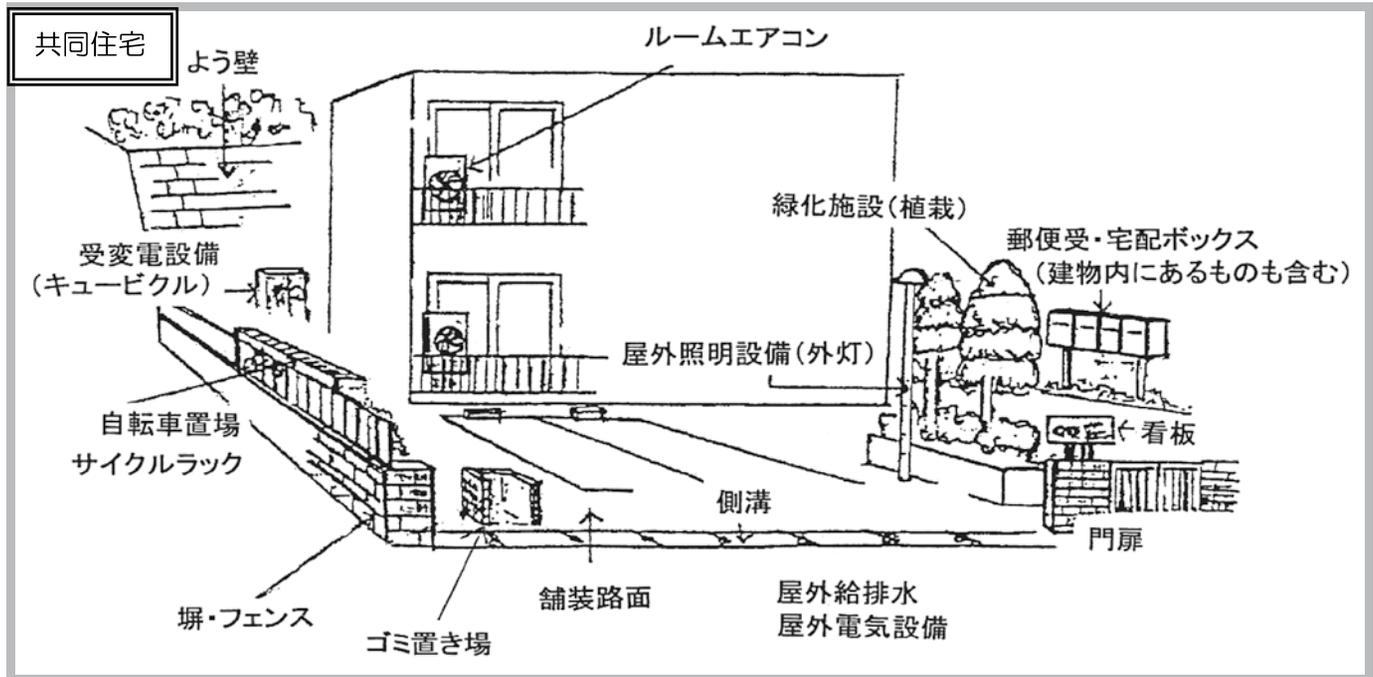
A：償却資産の納税義務者は、1月1日現在において償却資産を所有している方となりますので、償却資産のリースを受けている場合は、リース会社が申告しなければなりません。なお、リース期間終了後、無償で譲渡されることを条件に借りている場合や所有権留保付割賦販売の場合は、借主が申告することになります。

10. 不動産賃貸業を営まれている方へ

① 償却資産申告について

固定資産税は土地及び家屋の他に、アパート等を経営されている方がその事業（不動産賃貸業）に用いることのできる設備及び備品等を所有している場合、アパートの戸数や床面積の大小に関わらず償却資産として課税の対象となり、地方税法第383条の規定により、その申告が義務付けられています。

② 申告対象となる例



③償却資産と家屋の附帯設備（建築設備）の区分について

区分	家屋に含めないもの (償却資産となる可能性のあるもの)	家屋に含めるもの (固定資産(家屋)評価基準にあるもの)
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用発電設備 ・ 受変電設備 ・ ネオンサイン ・ スポットライト、投光器 ・ 家屋と分離している屋外照明設備 ・ 分電盤より外側の配線 ・ 電話機、電話交換機 ・ 親時計、子時計 ・ 中央監視装置 ・ LAN配線 ・ 特定の生産又は業務用設備(配管等を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターホン配線 ・ 電灯コンセント配線設備 ・ 蛍光灯用器具、白熱灯用器具 ・ 出退表示設備 ・ 呼出信号設備 ・ 自動車管制装置 ・ 盗難非常通報装置 ・ 電話配線設備 ・ 動力配線設備のうち、償却資産に配線されていない部分
給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外給水管、屋外配水管 ・ 配管のない瞬間湯沸器 ・ 独立した煙突、給水塔 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水設備(受水槽を含む) ・ 排水設備 ・ 中央式給油設備 ・ 衛生設備
ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ メーターより外側の配管 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス設備(配管、バルブ、ガスカラン)
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ ルームエアコン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調設備 ・ 冷暖房設備 ・ 換気設備、換気扇、天井扇
特殊設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床から天井に達しない程度の簡易間仕切り ・ 夜間金庫 ・ 機械式駐車場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定椅子 ・ 金庫扉
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ カーポート ・ 自転車置場 ・ 基礎のない簡易な物置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄骨等の非常階段 ・ ポーチ ・ テラス ・ 基礎工事等による、容易に動かせない物置

* 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

④ 申告の手続きについて

提出書類

償却資産の申告に関しては、以下の書類をご提出ください。

- ① 償却資産申告書
- ② 償却資産種類明細書（電算申告の場合は複写式の種類別明細書は不要）

⑤ 不動産賃貸（アパート等）の主な償却資産【財務省令の標準的な耐用年数】

償却資産	耐用年数	償却資産	耐用年数
受変電設備（キュービクル）	15年	屋外給排水設備	15年
舗装 アスファルト・木れんが敷	10年	自転車置場（金属）	10年
舗装 コンクリートブロック・れんが・石敷	15年	ごみ置場（コンクリートブロック）	15年
太陽光発電設備	17年	緑化施設	20年
金属造フェンス	10年	外灯	10年
コンクリートブロック塀	15年	看板・門・アーチ（金属）	20年
ルームエアコン（備付け）	6年	看板・門・アーチ（その他）	10年
側溝	15年	集合郵便受け・宅配ボックス	10年

IV. 償却資産申告書の記載方法

4.事業種目
具体的に記載してください。
また、法人の場合は資本金等の金額も記載してください。

5.事業開始年度
入間市で事業を開始した年月を記載してください。

6.応答者
この申告について直接対応できる方の氏名、電話番号を記載してください。

7.税理士等氏名
税理士等に経理を委託されている方は、その氏名、電話番号を記載してください。

自社の申告書を使用する場合は所有者コードを記載してください。(入間市が郵送した申告書も同封してください。)

3.個人番号または法人番号を記載してください。

令和7年11月17日

受付印

入間市長
令和7年度
償却資産申告書
(償却資産課税台帳)

〒358-0003
さいたまけんいるましとよおか
埼玉県入間市豊岡1丁目10番1号 (Tel)

1.住所
又は郵便
知事送付先

2.氏名
法人にあっては
その名称及び代
表者の氏名

かびしきがいしゃ いるましょくひん
株式会社 入間食品
代表取締役 入間太郎
(屋号 入間屋)

3.個人番号又は
法人番号
4.000020112259

4.事業種目
(資本等の金額)
和菓子製造小売業
(百万円)
(20)

5.事業開始年月日
昭和57年10月

6.業種区分
この欄に該当する部の
業種区分名
経理係 金子太郎
(Tel 04-2964-0411)

7.税理士等の名前
春日 五郎
(Tel 04-2964-0440)

*所有者コード
0300012345

8.短縮耐用年数の承認
有・無

9.増加償却の届出
有・無

10.非課税該当資産
有・無

11.課税標準の特例
有・無

12.特別償却又は圧縮記載
有・無

13.税務会計上の償却方法
定率法・定額法

14.青色申告
有・無

8から14
該当する方を○で
囲んでください。

15.資産の所在地
入間市内の資産所在地
を記載してください。
また所在地が複数ある
場合、主たる資産所在
地の番号を○で囲んで
ください。

16.借用資産
借用資産の有無に○
を記入のうえ、借用資
産(リース)がある場
合は、貸主の住所氏名
を記載してください。

17.事業所用家屋の所
有区分
該当する方を○で囲ん
でください。

資産の種類	取得	減価	評価額	決定価額	課税標準額
	前年中に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)(ニ)		
1 構築物	千円 百円 十円 円 2,317,500	千円 百円 十円 円 1,500,000	千円 百円 十円 円 3,817,500		
2 機械及び装置	千円 百円 十円 円 6,215,000	千円 百円 十円 円 3,000,000	千円 百円 十円 円 9,215,000		
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具	千円 百円 十円 円 5,042,100	千円 百円 十円 円 1,300,000	千円 百円 十円 円 4,242,100		
6 工具器具及び備品	千円 百円 十円 円 1,357,460	千円 百円 十円 円 1,300,000	千円 百円 十円 円 1,727,460		
7 合計					
資産の種類	評価額(ホ)	決定価額(ヘ)	課税標準額(ト)		
1 構築物	千円 百円 十円 円	千円 百円 十円 円	千円 百円 十円 円		
2 機械及び装置	千円 百円 十円 円	千円 百円 十円 円	千円 百円 十円 円		
3 船舶	千円 百円 十円 円	千円 百円 十円 円	千円 百円 十円 円		
4 航空機	千円 百円 十円 円	千円 百円 十円 円	千円 百円 十円 円		
5 車両及び運搬具	千円 百円 十円 円	千円 百円 十円 円	千円 百円 十円 円		

(イ) 前年中に申告されている方のみ、令和6年1月1日現在の取得価格が印字されています。
※前年取得した品で申告もなければ、修正申告が必要。

(ロ) 前年中に減少した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。

(ハ) 前年中に増加した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。

(ニ) 【前年中に取得したもの(イ)】 - 【前年中に減少したもの(ロ)】 + 【前年中に取得したものの(イ)】 によって算出した取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。

18.備考 (添付書類等)
主に次に掲げる内容を記載してください。
○1. 資産増減あり 2. 資産増減なし 3. 該当資産なし
○4. 廃業・解散・転出等 を○で囲み、日付を記入
○社名変更、住所移転の場合は、異動年月日と新社名、新住所
○事業廃止・事業所閉鎖等の場合はその年月日
○非課税資産、特別適用資産を新たに取得した場合は、その旨の表示

種類別明細書（減少資産用）の記載方法

○減少資産がある場合は、「償却資産種類別明細書（資料用）」

にもとづいて、記載してください。

○今回初めて申告される方は、記載する必要はありません。

減少した資産の取得価額を記載してください。
 なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価格を記載してください。

該当するものの番号を○で囲んでください。
 1. 売却
 2. 減失
 3. 移動
 4. その他

該当するものの番号を○で囲んでください。
 1. 全部
 2. 一部

明細書（資料用）に印字される所有者コードを記載してください。

令和7年度

資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分	摘要	所有者名	枚のうち
01	1	レイゾウコ	1	14 23 06	1070000			1 売却 2 減失 3 移動 4 その他		株式会社	1枚のうち
02	2	レジスター	1	14 25 11	115000			1・②・3・4 ①・2	使用不能		1枚のうち
03								1・2・③・4 1・②	3台のうち1台を東京支店へ移動		
04								1・2・3・4 1・2			
								1・2・3・4 1・2			

第二十六号様式別表二（提出用）

減少理由を記載してください。その他該資産の減少にあたって必要な事項。

令和7年度 償却資産種類別明細書（資料用）

1頁

所有者名		令和7年度		所有者コード					
入間市		株式会社		0300012345					
資産の連番	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	令和7年度	
								年号	月
1	2	NC 旋盤	1	平成 20 8	11098500	12	0.825	684878	684878
2	6	レイゾウコ	1	平成 23 6	1070000	6	0.681	53500	53500
3	6	レジスター	3	平成 25 11	345000	5	0.631	17250	17250

※申告する際のチェックポイント

(1) 共通事項

1	所有者コードは記載されていますか。(初めて申告される方は不要です。)	<input type="checkbox"/>
2	住所・氏名・電話番号は記載されていますか。 *変更の場合、二重線で訂正してください。	<input type="checkbox"/>

(2) 一般方式で申告をされる方

3	前年中に増加した資産がある場合、種類別明細書(増加資産)を作成してありますか。	<input type="checkbox"/>
4	上記の場合、種類別明細書に、資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・増加事由は記入してありますか。	<input type="checkbox"/>
5	前年中に減少した資産がある場合、種類別明細書(減少資産)を作成してありますか。	<input type="checkbox"/>
6	上記の場合、資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・減少事由・減少区分は記入してありますか。	<input type="checkbox"/>

(3) 電算申告をされる方

7	申告書に資産の種類ごとの取得価額・評価額・決定価格・課税標準額は記入してありますか。	<input type="checkbox"/>
8	上記の場合、種類別明細書に資産ごとの評価額・課税標準額がわかる全資産明細書は作成してありますか。	<input type="checkbox"/>
9	全資産明細書に記載する1品ごとの課税標準額は、取得価額の5%を下回っていませんか。	<input type="checkbox"/>
10	前年中に増加した資産がある場合、種類別明細書(増加資産)を作成してありますか。	<input type="checkbox"/>
11	前年中に減少した資産がある場合、種類別明細書(減少資産)を作成してありますか。	<input type="checkbox"/>

(4) 申告内容の確認について

12	令和7年度の期首の取得価額と令和6年度の期末の取得価額は同じ金額となっていますか。	<input type="checkbox"/>
13	上記について、令和7年度の期首の金額の方が大きい場合、増加資産の申告漏れがあると考えられますが、令和6年度以前の修正申告書を作成してありますか。	<input type="checkbox"/>
14	上記について、令和7年度の期首の金額の方が小さい場合、減少資産の申告漏れがあると考えられますが、令和6年度以前の修正申告書を作成してありますか。	<input type="checkbox"/>

(5) 控えの返信を希望される方へ

15	控えの返信を希望される場合、申告書のコピーは作成してありますか。封筒に宛先を記入してありますか。切手を貼ってありますか。	<input type="checkbox"/>
----	--------------------------------------------------------------	--------------------------

*チェック内容は、窓口・郵送・e L T A X に関わらず、共通です。

〒358-8511

埼玉県入間市豊岡1丁目16番1号

入間市役所 総務部 資産税課

償却資産担当 行

切り取ってお使いください。

※入間郡三芳町、入間郡毛呂山町、入間郡越生町は入間市ではありませんのでご注意ください。

申告書の提出・問い合わせ先

入間市総務部資産税課（市役所A棟2階）

〒358-8511

埼玉県入間市豊岡1丁目16番1号

TEL 04-2964-1111 内線2131・2132

FAX 04-2964-7481（資産税課）

申告書等のダウンロードは入間市ホームページへ

<http://www.city.iruma.saitama.jp/>

検索サイトからも検索できます。

入間市 償却資産

検索